

社会福祉法人大町市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大町市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬について、必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。ただし、本会及び行政職員を兼務する役員等には支給しない。

- (1) 役員等が、本会の理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、部会及び委員会に出席した時は、別表1の報酬を支給する。
 - (2) 会長及び副会長には、前号のほか、在任期間に応じ、別表2の報酬を支給する。
 - (3) 監事が、本会の監査指導業務を実施した時は、別表3の報酬を支給する。
- 2 役員等が職務のため出張した時は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 前条第2号に規定する正副会長に対する報酬の支給時期は、毎年度の上半期分を9月に、下半期分を3月に支給する。ただし、年度途中で退任した場合は、退任後30日以内に、未支給期間分を日割り計算して支給する。

- 2 前項以外の報酬等の支給時期は、該当する要件が生じた都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人の同意により、損害保険料等を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

〈役員等の報酬等に関する規程〉

別表1（第2条第1号関係）

区 分	報 酬 額
理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員の会議出席	日額 2,200円

別表2（第2条第2号関係）

区 分	報 酬 額
会長の在任期間	月額 12,000円
副会長の在任期間	月額 6,000円

別表3（第2条第3号関係）

区 分	報 酬 額
監事の監査指導業務	日額 4,400円